酒井事務所ニュース NO. 244

酒井社会保険労務士事務所

平成26年8月25日 発行 千代田区飯田橋3-11-13 ダヴィンチ飯田橋9F TEL 03-3230-4600 FAX 03-3230-4609

年齢別社会保険・労働保険手続き等一覧

年齢	給与からの徴収等	該当者生まれ年		
		平成 26 年	平成 27 年	概 要
40 歳	介護保険料の 給与からの徴収開始	昭和 49 年生	昭和 50 年生	40歳に達した日の属する月分から徴収を開始する。 ※40歳に達した日は誕生日の前日 9月1日生まれは8月分の保険料から 9月2日生まれは9月分の保険料から
60 歳 から歳 5	高年齢雇用継続給付 の受給手続き	昭和 25 年生 ~29 年生	昭和 26 年生 ~30 年生	60 歳到達時給与(通勤費を含み、上限額 447,300 円)に比べて 75% 未満に低下したときに受給でき、61%に低下した時に最大の受給率 (給与の 15%)になる。 60 歳到達時給与 447,300 円の者が 272,853 円の月例賃金になった 時に 40,927 円/月受給できる。 月例賃金が下がったときに適用され、賞与はどれほどであっても関係しない。
	社会保険の同日得喪 当月分から 社会保険料が下がる			60 歳以降の再雇用時および契約更新時に賃金が下がったときに、「資格喪失届」「資格取得届」を同日に提出することにより、該当月から資格取得届の標準報酬月額に変更することができる。健康保険証を返納し、新しい番号の保険証を受け取る。社会保険料を下げるとともに、在職老齢年金の支給停止額も再計算される
64 歳 の 4月 から	雇用保険料の 給与からの徴収終了	昭和24年4 月2日生~ 昭和25年4 月1日生	昭和 25 年 4 月 2 日生~ 昭和 26 年 4 月 1 日生	毎年4月1日に64歳である者からは、雇用保険料の徴収が免除される。 4月1日に64歳であった者が入社した時は、雇用保険に加入するが保険料を支払うことなく雇用保険の給付が受けられる。 65歳以上で入社した者は雇用保険に加入できない。
65 歳 から	介護保険料の 給与からの徴収終了	昭和 24 年生	昭和 25 年生	介護保険料を市区町村に納付することになる。 退職時の年度の保険料は直接納付し、次年度からは年金額が 15,000 円/月以上の者は年金から徴収される。 被扶養者(配偶者)であれば、市区町村に介護保険料を納付するようになり、今まで必要がなかった保険料を納付する。
	雇用保険の 高年齢継続被保険者			65歳以上で入社した者は雇用保険に加入できないが、同じ事業所で継続して働いている者はそのまま雇用保険に加入し続けることができ雇用保険の給付が受けられる。
70 歳	厚生年金の資格を喪失し 保険料の徴収が終了する	昭和 19 年生	昭和 20 年生	厚生年金の資格を喪失する(資格喪失日は誕生日の前日) 資格喪失しても、給与の多寡により年金が支給調整されるため、 継続して働くときは「70歳以上被用者被用者 該当・非該当届」を 提出し、以後「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」 を提出し、退職した時は「70歳以上被用者被用者 該当・非該当届」 を提出する。
75 歳	健康保険の資格を喪失し 保険料の徴収が終了する	昭和 14 年生	昭和 15 年生	資格喪失日は誕生日の当日になり、被保険者本人は市区町村の後期 高齢者医療制度に加入し保険料を納付する。 被扶養者(家族)は市区町村の国民健康保険に加入し、今まで必要 がなかった保険料を納付する。
昭和 12 年 4 月 1 日以前生		給与収入があっても年金 との支給調整は行われず、 年金は満額受給できる		「70 歳以上被用者被用者 該当・非該当届」 「70 歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」 の提出は不要